

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」第 6 条第 1 項に基づき、市町村の区域内から発生する一般廃棄物の処理に関する基本的な方針について、長期的な視点に立ち定めるものです。

本市では、平成 9(1997)年に「ごみ処理基本計画」を策定以降、度重なる改定、他計画との統合や改訂を経て現在に至っており、この計画のもと、様々な施策を実施してきました。

この間、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」を受けて、各国でプラスチックごみや食品ロスなどへの取り組みが加速している中、国においても様々な法整備が進み、廃棄物を取り巻く情勢は大きく変化しています。

この度、現行の基本計画が令和 6(2024)年度末で計画期間の満了を迎えるため、社会経済情勢の変化やこれまで基本計画に掲げてきた施策の取組状況を踏まえ、現行基本計画を全面的に見直し、新たな「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

○用語説明

一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物。家庭から排出されるごみ(家庭系ごみ)の他、商店、事業所、レストラン等の事業活動によって生じたごみ(事業系ごみ)、生活排水がある。

一般廃棄物処理計画：①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にする計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成される。

2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に基づくものとして位置付けられ、「茅ヶ崎市総合計画」や「茅ヶ崎市環境基本計画」などを上位計画とするものです。なお、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)に基づく「食品ロス削減推進計画」を本計画に内包することとします。

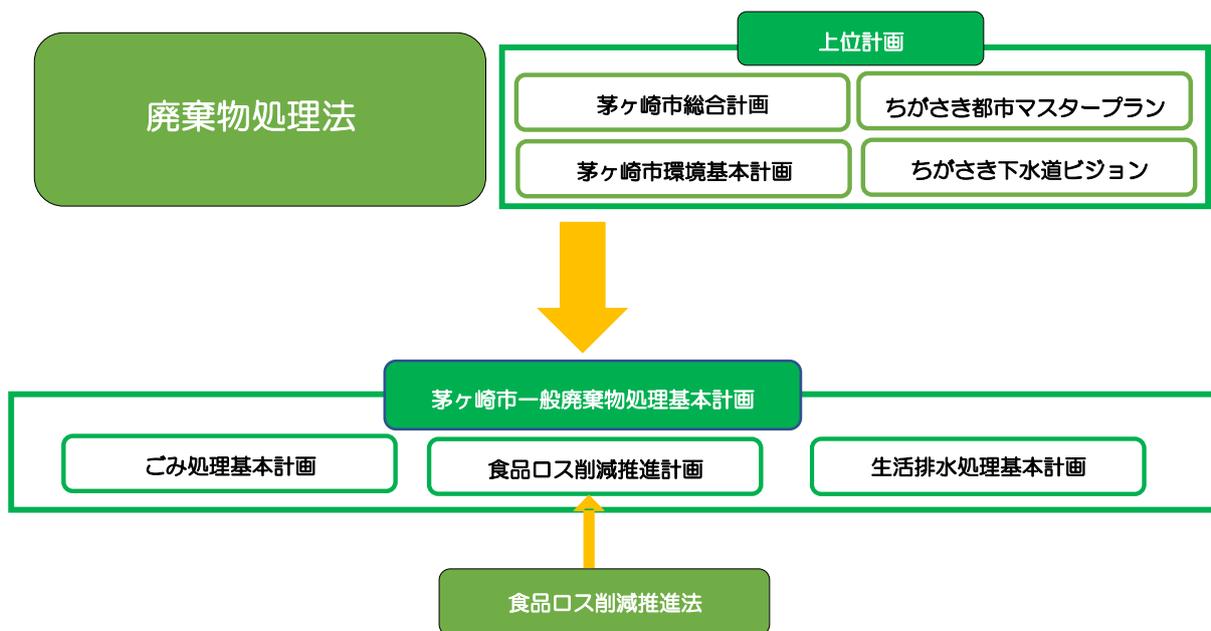


図 1 計画の位置付け

3 国、県等の計画との関係

ごみ処理に関しては、廃棄物処理法のほか、様々な法律が整備され、それらに基づく計画が順次策定されるとともに、関連する様々な個別法が施行されており、また、神奈川県や湘南東ブロックにおいても、関連する様々な計画が順次策定されています。

本計画は、図2に示すとおり、関連法律はもちろんのこと、国や県などの方針や計画との整合を図るものとします。

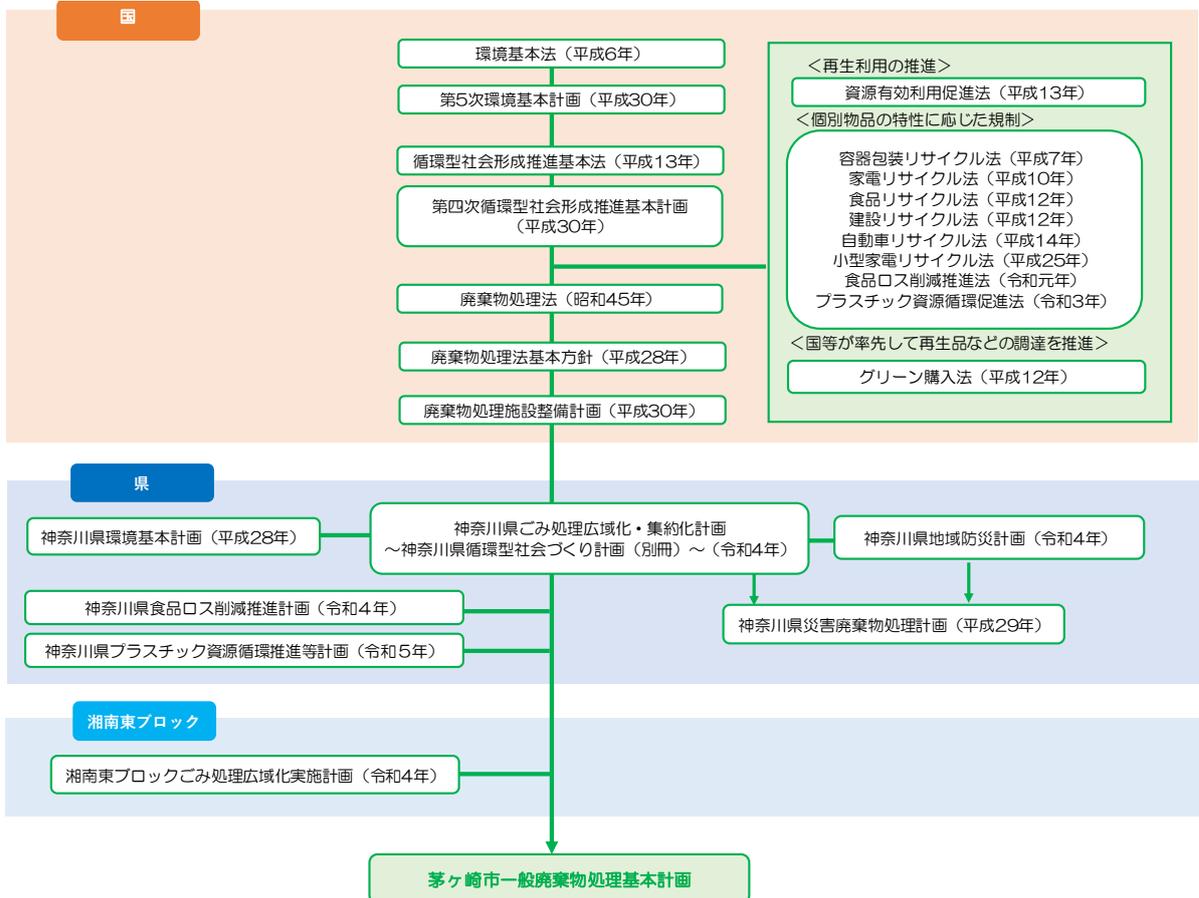


図2 国、県等の計画との関係

○用語説明

湘南東ブロック：藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町は、「神奈川県ごみ処理広域化計画」（現「神奈川県循環型社会づくり計画」）において、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、お互いのごみ処理事業に対する取組を尊重しながら、広域で取り組む地域の名称。

4 計画期間及び目標年度の設定

本計画の期間は、令和7年度から令和16年度までとし、令和11年度を中間目標年度、令和16年度を計画目標年度(最終目標年度)とします。なお、中間目標年度を迎える令和10～11年度には、社会経済情勢の変化などに応じた見直しを行います。



図3 計画期間及び目標年度

5 計画の対象範囲

本計画は、本市全域から発生する一般廃棄物(ごみ(家庭系ごみ、事業系ごみ)及び生活排水)を対象とします。

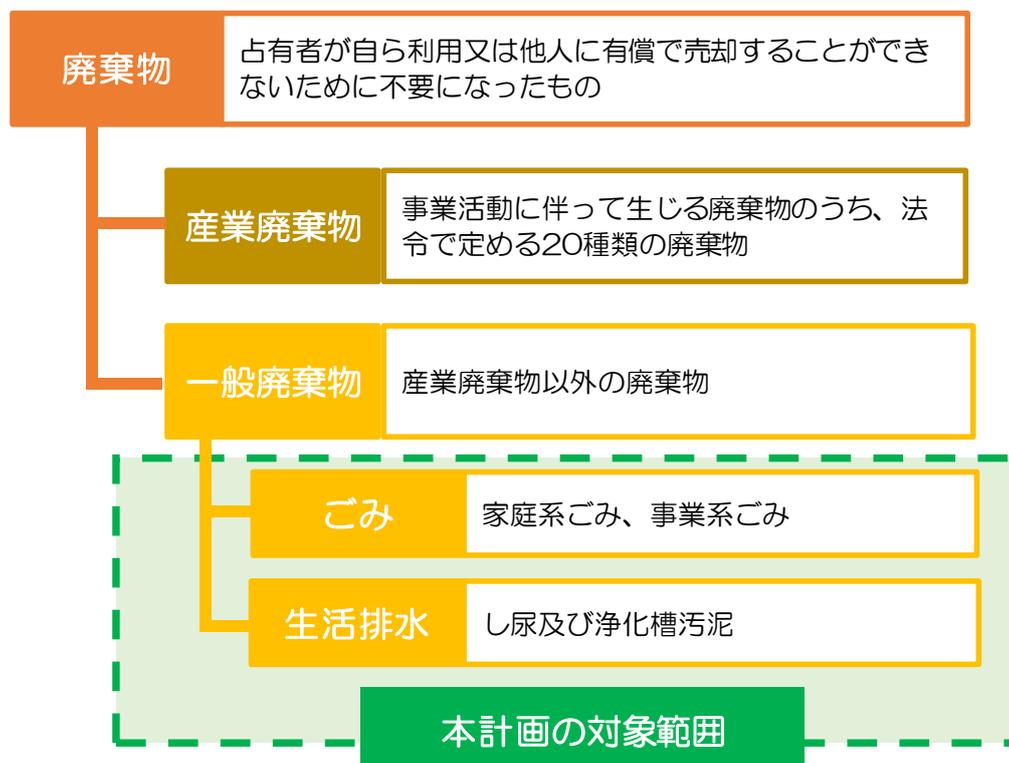


図4 廃棄物の区分